

一般廃棄物処理業許可方針

(平成19年3月7日 町長決裁)

(令和7年4月1日 一部改正)

丸森町一般廃棄物処理実施計画における、ごみ・し尿・浄化槽汚泥の民間による処理に係る収集運搬業及び処分業の許可に関する方針を次のとおり定める。

1. 収集運搬業

(1) 家庭系ごみ（臨時・粗大）及び事業系ごみ

家庭系ごみ（臨時・粗大）及び事業系ごみについては、既存の許可業者において適正に処理されていることから、既存の許可業者に収集運搬させるものとし、新規の許可は行わない方針とする。

併せて、令和7年4月1日以降に許可を更新した後、許可期間中に町内での収集運搬事業活動の実績が無く、仙南地域に事業所を有しない許可業者については、今後の過剰な競争を防ぎ、町内の廃棄物行政の健全化を図る目的から許可の更新は行わないこととする。

(2) し尿

公共下水道並びに浄化槽の普及を勘案すると、今後の需要はあまり認められず、現在既存の許可業者において適正に処理されていることから、既存の許可業者に収集運搬させるものとし、新規の許可は行わない方針とする。

(3) 浄化槽汚泥

町では汲み取り式から浄化槽への切り替えを推進しており、今後の需要の増加が認められるので、法に基づく許可要件を満たすものについては許可を行う。

2. 処分業

(1) 中間処分

ごみの減量化又は再資源化を目的として業を営む場合で、次のいずれにも該当する場合には、ごみの種類を限定して許可を行なう。ただし、し尿及び浄化槽汚泥については、現在仙南広域処理施設で適正に処理されているので許可しない。

ア. 取り扱う廃棄物が仙南広域廃棄物処理施設で処理できない物、処理に支障をきたす恐れのある物又は処理施設の負荷軽減に寄与する物であること。

イ. 町の廃棄物処理計画に適合するものであること。

ウ. 事業の用に供する施設及び申請者の能力が、廃棄物処理を適正にかつ継続して行なうに足りる者であること。

エ. 申請者が法で規定する欠格事項に該当しない者であること。

オ. 関係法令に定める諸規定を満たしていること。

(2) 最終処分

現在、町の一般廃棄物は仙南最終処分場において、適正に最終処分が行なわれており、処分場の残余年数があること並びに次期処分場用地が確保されていることから適正処理が困難となっていないので、原則として許可しない。

附則

この方針は平成19年4月1日から実施する。

附則

この方針は令和7年4月1日から実施する。